



(報道関係各位)

令和 4年 5月24日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

川越市役所 資産税課 土地担当

☎049-224-5645 (直通) Fax : 049-226-2539 メール : shisanzei@city.kawagoe.saitama.jp

土地評価における固定資産税及び都市計画税の課税誤り

概要

土地評価において、「市街地宅地評価法」の適用地区は、土地に接道している路線の路線価を用いて、その土地の固定資産税評価額を算出し、その評価額を基に税額を算定しております。

しかしながら、土地に接道した正しい路線から評価されているか市内全域を確認したところ、過去から、本来採用しなければならない路線からではなく、誤った路線を基に評価額を算出し、適切に課税されていない複数の筆があることが判明いたしました。

過大に徴収した固定資産税等の還付等

過大に徴収した固定資産税等は、地方税法及び川越市固定資産税等に係る返還金取扱要綱に基づき、還付等の手続を進めてまいります。

なお、固定資産税等が増額となる方につきましては、すでにお知らせ文を送付し、御了承いただいております。

(1) 対象期間

平成14年度から令和3年度まで(20年間)

(2) 対象者

16人

(3) 還付等をする総額

1,693,300円

(内訳)

① 本税

1,317,300円

② 6月に還付等をした場合の還付加算金及び返還金の利息相当額

376,000円



今後の対応

令和4年6月上旬に、対象者宛てに更正通知書及び上記経緯を説明したお知らせ文を送付し、順次還付等の手続を行ってまいります。

再発防止策

システムへの入力誤りが大きな原因であることから、職員のダブルチェックの徹底を図っていくとともに、評価替えシステム業者においても、職員の評価入力終了後に、接道していない路線から評価されている土地のデータ抽出を実施し、複数の目で確認していく体制の構築を図ってまいります。